年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 24 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 19件

北海道国民年金 事案 1566

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 12 月から 50 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで

② 昭和49年12月から50年4月まで

私は、昭和50年5月から同年7月ごろに、A県B市役所の職員から、未納であった申立期間②(5か月)の国民年金保険料について、申立期間①(6か月)の国民年金保険料の還付金を充当して納付するように勧められ、その還付金で不足する差額分の現金を追加して同市役所で納付し、申立期間②の保険料を納付した。

申立期間①の還付金を受け取った記憶は無く、また、申立期間②について、 国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の国民年金保険料に係る還付事由である、厚生年金保険被保険者の資格取得(昭和48年10月16日付け)に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続について、申立人は、「昭和49年6月から同年7月ごろにB市役所で行った。」と述べているところ、i)申立人が所持する領収書及び特殊台帳により、申立期間①を含む昭和48年度の保険料(12か月)はすべて納期限内に定期的に納付されていることが確認できること、ii)申立期間①の保険料が還付されたことが記録された当該特殊台帳により、当該年度の納付月数は、納付記録がB市役所から所轄社会保険事務所(当時)に進達された昭和49年11月時点で6か月であることが確認できることから、同月以前に申立期間①の保険料(6か月)に係る還付決定が行われたものと推認できる。

また、申立人は、「申立期間①の国民年金保険料に係る還付金は、未納であった申立期間②の保険料に充当されたはずである。」と主張しているが、

申立期間①の保険料に係る還付決定は、申立人が申立期間②に係る国民年金の任意加入手続を行った昭和49年12月1日より前に行われたことが推認できることから、その時点においては国民年金の未加入期間であった申立期間②について、当該還付金を充当することはできない。

さらに、申立期間①及びこれに続く昭和49年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料について、特殊台帳により、一括還付されたことが確認できるところ、申立人は、「昭和49年6月から同年7月ごろに、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間であることを知った。その後、B市役所に国民年金保険料に係る還付の相談に行った。」と述べており、そのころに、申立人は申立期間①を含む当該期間の国民年金保険料に係る還付請求書を当該市役所で提出した可能性を否定できないことから、申立期間①の国民年金保険料については、還付されたものと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、上記1のとおり、申立期間①の国民年金保険料に係る還付金が充当されたとは認められないが、申立人は、i)申立期間②を除き、任意加入した昭和43年4月以降の国民年金保険料をすべて納付していること、ii)49年12月1日に、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う、申立期間②に係る国民年金の再加入(任意加入)手続を適切に行っていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金制度及び保険料納付に対する意識が高かったものと認められ、任意加入した申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間②当時、国民年金保険料が未納になると年金が受け取ることができなくなると思い、遅れても必ず保険料を納付していたはずである。」と述べているところ、申立人が所持する領収書により、過年度納付した昭和48年3月を除く46年4月から49年3月までの期間について、すべて納期限内に定期的に国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、申立期間②は5か月と短期間であることを考慮すると、申立期間②の保険料を納付していたものと認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和49年12月から50年4月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

北海道国民年金 事案 1567

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年3月まで

現在の住所に転居し、近所のお母さん達から国民年金の話を聞き、昭和49年3月ごろ、私がA市B区役所で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が昭和 48 年*月に生まれた長女を背負い、A市B区役所の窓口で納付していた。国民年金保険料を納付しに行った時の窓口担当者は、50 歳ぐらいの男性で髪を七三に分け、黒縁の眼鏡をかけ、白のワイシャツに紺と白のストライプのネクタイをして、黒の腕抜きをし、顔は細面だったと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間に係る保険料はすべて納付しており、その一部については口座振替していること、及び平成17年3月からは付加保険料も納付していることなどから、申立人の保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入しており、申立人は国民年金の任意加入対象者であるところ、申立人が所持している国民年金手帳、オンライン記録及び周辺被保険者の状況調査により、昭和49年3月ごろに任意加入手続したことが確認でき、申立期間直後の国民年金保険料は納付されていることから、任意加入した当初の申立期間に係る保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付した際の窓口担当者の容姿や服装等について詳細に記憶しており、申立人の記憶には信憑性がみられる。

加えて、申立期間当時、申立人の夫は、大手のC業関係の会社に勤務してお

り、国民年金保険料の納付に支障を来すような生活上の事情等も見当たらない。 その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 2028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を、申立期間①は昭和59年3月21日、申立期間②は60年3月21日、申立期間③は61年3月21日、申立期間④は62年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①は28万円、申立期間②は26万円、申立期間③は24万円、申立期間④は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月21日から同年4月1日まで

- ② 昭和60年3月21日から同年4月1日まで
- ③ 昭和61年3月21日から同年4月1日まで
- ④ 昭和62年4月21日から同年5月1日まで

A社には、期間雇用として、昭和59年及び60年は毎年3月21日から12月21日までの期間、61年は3月21日から12月16日までの期間、62年は4月21日から12月21日までの期間それぞれ勤務した。

昭和59年、60年及び61年は毎年9か月分の給与から、62年は8か月分の給与から、それぞれ厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が、59年、60年及び61年は4月1日、62年は5月1日と記録されており、それぞれの年で同保険の加入期間が1か月足りない。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険料が控除されている給料支払明細書があるので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人が提出した給料支払明細書(写

し)により、申立人が、 i)昭和 59 年、60 年及び 61 年については毎年 3月 21 日から 12 月 21 日までの期間、また、62 年は 4 月 21 日から 12 月 21 日までの期間においてA社に勤務していたこと、 ii)59 年、60 年及び 61 年については毎年 4 月から 12 月までの 9 か月、また、62 年は 5 月から 12 月までの 8 か月において、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、i) オンライン記録によると、申立人は、申立期間①の前年である昭和58年及び各申立期間が属する年(4か年)とも当該年の12月20日前後に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、前述の給料支払明細書(写し)により、各年とも資格喪失月の給与からも厚生年金保険料が控除されていることが確認できること、ii)申立期間当時から勤務していたというB社の代表取締役は、「現在は当月控除であるが、申立期間当時は適正な事務処理をしていたとは言い難く、翌月控除であったとも考えられる。」と供述していることから、申立期間当時の当該事業所の保険料控除方法は翌月控除であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人はすべての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書(写し)により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は28万円、申立期間②は26万円、申立期間③は24万円、申立期間④は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も保存されていないため不明である。」と回答しているが、雇用保険被保険者記録における資格取得日も、厚生年金保険被保険者記録と合致(昭和59年、60年及び61年は各年4月1日資格取得、62年は5月1日資格取得)しており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日に記録したことは考え難いことから、事業主がそれぞれ当該日を厚生年金保険の被保険者資格取得日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年、60年、61年は各年3月及び62年4月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2029

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成19年10月31日の標準賞与額を4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日

平成19年6月1日から21年7月31日までA社に勤務したが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

同社では、社会保険事務所(当時)への賞与支払届を怠っていたことを認めているので、申立期間について厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、 申立人は平成19年10月31日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係 る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該事業所から提出された申立期間に係る賃金台帳における保険料控除額により、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和26年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

② 昭和27年9月25日から同年10月1日まで

A社(昭和41年にD社に、平成12年に現在のB社にそれぞれ名称変更)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。 A社には、昭和24年2月1日に入社し、26年11月1日に同社C工場へ

の異動、また、27年10月1日に同社C工場から同社E工場への異動を経て、 61年6月30日に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された勤続満30年の表彰状(写し)、定年の感謝状(写し)及び申立人の供述により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和26年11月1日付けでA社から同社C工

場に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和 26 年 9 月の社会保険事務所(当時)の記録から 8,000 円とすることが妥当である。 なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤りがあった可能性が高いとしていること、及び事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 26 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人から提出された勤続 満30年の表彰状(写し)、定年の感謝状(写し)及び申立人の供述により、 申立人がA社に継続して勤務し(昭和27年10月1日付けで同社C工場から 同社E工場に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和27年8月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 2031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和32年2月1日、同資格喪失日に係る記録を同年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から同年9月25日まで 昭和22年11月にA社に入社し、54年8月末日まで継続して勤務したが、 申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間は転勤した時期であるが、厚生年金保険料は控除されていたので、 申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の職歴情報概要記録、同社から提出があった在籍証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の職歴情報概要記録では、申立人は昭和32年2月1日付けでA 社B支店から同社C出張所に異動しているが、複数の同僚は「当時、C出張 所の事業は本店の直轄事業であり、C出張所の社員も本店の所属であった。」 と供述しているところ、オンライン記録によると、32年1月10日に同出張所 に異動したとする同僚は、同日に同社本店において厚生年金保険被保険者資 格を取得している上、同出張所に勤務が確認できる同僚11人のうち7人は、 同社本店において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、前述の同僚は「C出張所は昭和32年9月から運転を開始し、C支店

の管轄となり、事業に従事していた社員の一部はC支店の所属となったが、 C出張所に兼務し、付帯施設の事業に従事したと記憶している。」と供述しているところ、前述の職歴情報概要記録によると、申立人は昭和 32 年9月 25日に「A社C支店C出張所勤務」との発令を受けている上、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同日から同社C支店において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間においてA社本店において厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における 厚生年金保険被保険者資格喪失時及び同社C支店における同資格取得時の社 会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、仮に事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2032

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年12月27日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成2年4月1日から同年12月27日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、私が知らない間に減額されている。給与が下げられた事実は無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成2年4月から同年11月までの期間は53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(3年1月20日)の後の4年2月29日付けで、2年4月までさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は当該事業所の取締役であったことが商業登記簿謄本の記録により確認できるものの、当時の申立人の担当はB業務であり、社会保険に関する事務は別の役員が担当していたとする複数の同僚の供述があることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)においてこのような 処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係 る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に 係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額 の記録から53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和63年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月31日から同年6月1日まで

昭和58年3月21日にA社B営業所C出張所で採用され、平成元年3月21日に同社C工場に異動するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A社B営業所は、昭和40年11月1日にD社C工場として厚生年金保険の適用事業所となり、63年1月7日にA社C工場に名称変更した後、同年5月1日に同社B営業所に名称変更するとともに、所在地をB県E町からF市に変更し、さらに同年7月1日にA社C工場に再び名称変更するとともに、所在地もF市からE町に戻したことが確認でき、この一方で、同年6月1日に、前述のA社B営業所とは別に、同名の事業所が新規に同保険の適用事業所となったことが確認できる。

この経緯についてA社B営業所に照会したところ、「当時、当社C工場にはB営業所が併設されていたが、昭和63年4月に同営業所の所在地をE町からF市に移した際に、C工場とは別に、B営業所として厚生年金保険の適用を新規に受けるべきところ、誤ってC工場自体の名称及び所在地をB営業所(F市)に変更してしまったが、その後誤りに気付き、同年6月1日に当社B営業所の名称で厚生年金保険の適用を新規に受けた上で、B営業所に勤務する申立人を

含む8人の被保険者資格をC工場(当時の適用事業所名は、「A社B営業所」)から新たに適用を受けたB営業所に移し、同年7月1日にC工場の名称及び所在地を元に戻したものと思われる。」と回答しているが、オンライン記録によれば、申立人は、A社C工場から昭和63年5月1日に名称変更した同社B営業所において同年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、同年6月1日に、同日に同保険の適用を新規に受けた同社B営業所において被保険者資格を取得しており、同年5月31日から同年6月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社B営業所が保管する申立人の昭和63年6月の給与台帳、申立人が保管する同年6月分の給与支払明細表及び雇用保険の被保険者記録によると、申立人が同社同営業所C出張所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和63年6月分の給与支給明細表に記載された同年5月分の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社B営業所における同年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管する昭和 63 年 5 月分の納入告知書・領収証書によると、事業主が社会保険事務所に納入した同月分の厚生年金保険料額に、申立人及びオンライン記録により申立人と同様に同年 5 月 31 日にA社B営業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる 7 人に係る厚生年金保険料は、いずれも含まれていないことが確認できることから、事業主は、昭和 63 年 5 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を申立期間①は 20 万円、申立期間②は 17 万円、申立期間③は 18 万円、申立期間④は 20 万円、申立期間⑤は 20 万円、申立期間⑥のうち平成 2 年 4 月は 19 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 19 万円、申立期間⑦は 20 万円、申立期間⑧は 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月1日から同年2月1日まで

- ② 昭和62年4月1日から同年10月1日まで
- ③ 平成元年4月1日から同年8月1日まで
- ④ 平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
- ⑤ 平成2年2月1日から同年3月1日まで
- ⑥ 平成2年4月1日から同年10月1日まで
- ⑦ 平成3年2月1日から同年3月1日まで
- ⑧ 平成3年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間に係る給与明細書を保管しているが、給与明細書 に記載されている厚生年金保険料の控除額と、現在記録されている標準報酬 月額から計算される保険料負担額とが異なっている期間がある。

申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報 酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①については 20 万円、申立期間②については 17 万円、申立期間③については 18 万円、申立期間④については 20 万円、申立期間⑥のうち平成 2年4月については 19 万円、同年5月については 20 万円、同年6月から同年9月までの期間については 19 万円、申立期間⑦については 20 万円、申立期間⑧については 22 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ていないとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 2035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

年金記録を照会したところ、昭和39年7月21日にA社B事務所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同社C支店において同資格を取得したことになっている。

年金記録が欠落している期間は転勤により異動した時期であるが、入社以 来継続して同社に勤めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険 者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、給与明細書の写し、本件申立てに係る申立人の人事異動が確認できる社内報の記載内容及び複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年8月1日にA社B事務所から同社 C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事務所における昭和39年6月の社会保険事務所(当時)の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に適用事業所に該当しなくなっており、元事業主への確認もできず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、申立期間①のA社B出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日、申立期間②の同社C事務所における同資格喪失日に係る記録を24年8月1日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①は2,700円、申立期間②は3,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月1日から同年12月1日まで

② 昭和24年7月30日から同年8月1日まで

A社には、昭和23年4月15日から同社が解散した25年5月まで勤務し、このうち23年11月までB出張所、同年12月から24年7月までC事務所、同年8月からD支店に勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間になっていない。申立期間は、いずれも転勤時の期間であり、年金記録の中断はあり得ないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①におけるA社B出張所の勤務内容等の供述及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、両申立期間当時、同社のB出張所、C事務所及びD支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる5人に照会し、回答のあった二人のうち一人の同僚は、申立期間①について、「私と申立人を含め、10人くらいがB出張所からC事務所へ転勤したが、その間に退職したものはいなかった。」と供述しており、当該同僚は、申立期間②について、「私は、C事務所を申立人より先に退職したが、C事務所で申立期間②に勤務していた私の兄が、申立人が昭和24年8月までは勤務していたことを記憶している。」と供述していることから判断すると、申立人は、両申立期

間にA社の出張所及び支店において継続して勤務し(昭和23年12月に同社B出張所から同社C事務所に異動、24年8月に同社C事務所から同社D支店に異動)、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における厚生年金被保険者台帳の厚生年金保険被保険者資格喪失時の記録から、2,700円とすることが妥当であり、申立期間②については、申立人の同社C事務所における同台帳の被保険者資格喪失時の記録から、3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社D支店は、商業登記簿謄本によると、昭和26年1月26日に解散している上、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道国民年金 事案 1568

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年3月までの期間、54年3月から55年5月までの期間及び58年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から50年3月まで

② 昭和54年3月から55年5月まで

③ 昭和58年4月から同年11月まで

私は、昭和47年10月ごろ国民年金に加入し、今日まで保険料を納付してきたので、保険料の未納があることに驚いた。申立期間①については、A職の内弟子として勤め、安かった給料の中から国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

B銀行(現在は、C銀行)がA職の先生宅の取引先で、私は、その銀行員に国民年金保険料を3か月に1回渡していた。

申立期間②及び③についても、国民年金保険料を納付してきたはずである。 申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和47年10月ごろ、国民年金の加入手続を 行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号に係る周辺番号の調査 結果及び申立人の所持する国民年金手帳の発行日が50年3月15日となってい ることから、申立人が加入手続を行った時期は、50年3月ごろと推認される。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付するには、第2回特例納付(昭和49年1月から50年12月まで)及び過年度納付によることとなるが、申立人は、保険料を3か月ごとに内弟子として勤めていたA職の先生宅の取引先の銀行員に渡し納付したとしている上、さかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間②について、D市が保管する申立人の昭和55年度の被保

険者名簿及び申立人が所持する家計簿により、申立人は昭和55年6月の国民年金保険料のみを同年7月に納付していることが確認できるものの、3か月納付方式である申立期間②当時において、同年4月及び5月の保険料納付記録が見当たらないことから、申立人の国民年金への再加入手続は同年6月9日に行ったものと推認でき、当該期間については、未加入期間であったものと認められる。

加えて、申立期間③について、D市が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳では、昭和58年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年12月12日に再加入手続を行っていることが確認できることから、当該期間は未加入期間であり、D市から国民年金保険料の納付書が発行されなかったものと推認できる。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から7年9月までの期間、11年11月から13年11月までの期間及び14年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、平成18年9月、同年10月及び19年3月については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から7年9月まで

- ② 平成11年11月から13年11月まで
- ③ 平成14年4月から同年7月まで
- ④ 平成18年9月及び同年10月
- ⑤ 平成19年3月

私は、20 歳の時に病気で入院していたため、私の国民年金の加入手続は 私の母親がA市役所で行ってくれた。

申立期間①について、最初の2か月分の国民年金保険料はその母親が納付し、それ以降の保険料は、私がA市役所内の銀行で納付し、申立期間②及び③の保険料についても、私が同市役所内の銀行で納付していた。

また、申立期間④及び⑤の国民年金保険料については、私がB県C市役所で免除申請手続を行ったはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていること並びに申立期間④及び⑤が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、2か月分の国民年金保険料を納付したと主張するが、申立人の母親に確認したところ、その母親は申立人の当該手続及び保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人が別にA市で国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらないことから、申立期間①は未加入期間となるため、国民年金保険料

を納付することはできなかったものと考えられる。

2 申立期間②について、平成 13 年 9 月 27 日に、二つ目の基礎年金番号が払い出され、11 年 11 月にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認できることから、その時点で、申立期間②の国民年金保険料は、現年度納付及び過年度納付が可能であるが、申立人は 13 年 7 月から 14 年秋ごろまで、D県E市(現在は、F市)に居住していたものと推認できることから、当該期間の保険料について、A市役所内の金融機関で納付したとする申立人の説明は不自然である。

また、申立期間③について、平成14年10月7日に三つ目の基礎年金番号が払い出されているが、オンライン記録の徴収事蹟によると、申立人は当時、国民年金保険料の納付を拒否していた形跡が見受けられる記録があること等から、当該期間の納付はされなかったものと考えられる。

3 申立期間④については、平成19年5月2日に資格記録が整理されたことにより、新たに追加された国民年金保険料の未納期間であることが確認できることから、資格記録が追加された時点では、さかのぼって免除申請ができない期間である。

また、申立人は、申立期間④及び⑤について、申立期間当時、B県C市役所において免除申請手続を行ったとしているところ、同市役所は、当該期間に係る免除申請書の提出記録を保存しているが、申立人の免除申請に係る記録は存在しないとしているため、申立人が同市役所で免除申請手続を行っていたとは考え難く、当該期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年1月から7年9月までの期間、11年11月から13年11月までの期間及び14年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、18年9月、同年10月及び19年3月については、免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1570

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、 免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年12月まで

私は、昭和58年6月に当時勤務していた会社を退職し、その後すぐにA 県B市役所に行き国民年金への再加入手続を行った。その時、同市役所の職 員に勧められて国民年金保険料申請免除の手続を行った。

最初の手続から半年以上後に最初のはがきが送付され、その後は、同市役所から定期的に送付されたはがきに必要事項を記載し返送することにより申請免除の手続を行っていた。

昭和60年1月からは国民年金保険料の免除期間とされているが、申立期間についても免除申請しているはずであり未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月に会社を退職し、すぐに国民年金への再加入手続及び申請免除の手続を行ったとしているが、年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日作成)により、申立人は、57年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、昭和57年度以降は無資格期間とされていることが確認できることから、申立人の58年6月1日付けの資格取得記録は少なくとも同リストの作成日以降に追加整理されたものであり、それまで申立人は申立期間について国民年金に加入していなかったものと考えられる。

また、仮に申立人が、年度別納付状況リストが作成された昭和59年5月に 国民年金への再加入手続及び保険料免除申請手続を行ったとしても、免除承認 の始期は申請月の直近の基準月である59年4月とされるため、申立期間の始 期である58年6月まで 遡 って承認されたとは考え難い。 さらに、オンライン記録により、申立人の昭和59年度の申請免除記録は、 免除申請年月日が昭和60年3月19日、承認期間が申請年月日の直近の基準月 である同年1月から同年3月までであることが確認でき、当該記録に不自然さ は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせ る事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1571

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年6月まで

私は、昭和51年11月にA市役所を退職したが、それまで厚生年金保険に加入していたので将来のために国民年金に加入しようと考え、同年12月、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

納付した国民年金保険料について、納付場所、金額等は覚えていないが、 結婚した昭和52年7月の前月の6月まで保険料を納付し、旧姓で納付する のはこれが最後になると思ったことを覚えている。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住し、国民年金の加入手続を行ったとするA市において、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無い上、申立人が唯一所持する国民年金手帳の記号番号は、申立人が婚姻しB市に転居した後の昭和52年9月29日に同市において国民年金に任意加入した際に払い出されたものであることから、その時期に国民年金の加入手続が行われたと推認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、国民年金保険料の納付について、申立人は、納付場所、金額を覚えていないとするなど当時の状況が不明であるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1572

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から43年1月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和43年2月に私が就職するまで、保険料を納付してくれていたと聞いている。

母は既に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は分からないが、私の妻も私の国民年金のことを母から聞いており、加入し納付していたことは間違いないと思っている。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の母親が、申立期間中の国民年金保険料を納付するためには申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、申立人が当時居住していたA市において、申立人に対し、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金の被保険者資格取得日である昭和40年*月*日は、申立人が平成9年3月まで勤務していた事業所を退職後、国民年金の加入手続を行った同年6月26日に、 遡って資格取得されたことが確認でき、この時点で申立期間は時効により保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていた とする申立人の母親は既に死亡しており当時の状況等を聴取することができ ない上、申立人自身はこれらに関与しておらず、当時の加入状況及び保険料の 納付状況を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2037 (事案 1494 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月18日から32年秋ごろまで

申立期間についてはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

その後、申立期間に係る新たな資料、情報が見つかったので、再調査の 上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)複数の同僚が、「申立人は申立期間当時、申立事業所の下請会社であった『B社』に勤務していた。」と述べており、ii)社会保険事務所(当時)の記録から、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年2月5日であり、申立期間の一部は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、前述の同僚が「B社」での厚生年金保険の加入は任意であり、希望者のみが加入していた旨述べていることから判断すると、事業主は、勤務するすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられること、iii)B社は、39年3月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についての供述を得ることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回調査済みの同僚以外に新たに3 人の同僚の名前を挙げているが、うち一人は既に死亡、他の一人は所在不明 である上、所在が確認できた残る一人に照会するも、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に関する供述を得ることができない。

また、今回、申立人から昭和 30 年ごろから 32 年にかけて撮影したと主張する写真(申立人が手書きで撮影時期を記載したもの)が提出されているが、当該写真に写っている同僚のうち、申立人が当初の申立てにおいて名前を挙げた同僚一人と前述の同僚 3 人のうちの 2 人の計 3 人について、オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、少なくとも申立期間においては、3 人全員が申立事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、そのうちの一人は、当該期間内に別の事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間中に通院していた医療機関として2か所の名称を挙げているが、うち1か所はその存在が確認できない上、存在が確認できた1か所に照会するも、「申立期間当時の診療記録は保存されていないため、当時のことは分からない。」と回答している。

なお、申立人は、申立事業所について「A社」と主張しているが、オンライン記録では「C社」と記録されており、いずれの事業所整理記号番号も同一であり、両社は同じ事業所であると認められるところ、「A社」の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にも申立人の申立期間の被保険者記録は確認できなかったことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない ことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月から28年5月まで

② 昭和28年5月から29年5月まで

③ 昭和30年1月から31年6月まで

④ 昭和31年6月から32年8月まで

⑤ 昭和32年8月から34年4月1日まで

申立期間①については、A県B町において、また、申立期間②及び③については、C県D区において、E社に勤務していた。

申立期間④については、F社に勤務していた。

申立期間⑤については、G社H営業所に勤務していた。

すべての申立期間について、給与明細書等の証拠書類は無いが、厚生年 金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について、申立人から提出された申立期間当時に 撮影したとする写真に「E社」の看板が写っていることから判断すると、 期間の特定はできないものの、申立人は、E社に勤務していたことは推認 できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと申し立てているE社について、 事業所索引名簿及びオンライン記録を確認したが、厚生年金保険の適用事 業所としての記録は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局におい ても、商業登記が確認できず、事業主等から、申立人の勤務実態及び厚生 年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当時の社長として名前を挙げた者について、オンライン 記録により確認したが、個人を特定することはできず、また、同僚につい ては姓しか記憶していないことから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金 保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①については「社長、同僚一人及び私の3人で仕事をした。」としており、また、申立期間②及び③については「社長と私の二人で仕事をしていた。」と供述していることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間④について、同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の書類は残っていないことから、申立人が勤務していたか否か不明。また、当時の厚生年金保険の適用状況についても不明。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる9人に照会し6人から回答が得られたところ、申立期間当時、社会保険事務の補助を担当していた者は「申立期間当時、事務職員及び学校を卒業して採用した専門職は厚生年金保険に加入していたが、I業務を担当する職員として中途採用した者についての取扱いは分からない。」と回答しており、申立人と同じI業務を担当していたとする同僚のうち入社年月を記憶している3人について、自身が記憶する入社時期から最大で22か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、当該事業所では、I業務を担当する職員として中途採用した者について、採用後一定期間をおいて厚生年金保険に加入させていた状況がうかがわれるところ、これらの同僚から、同保険に加入する前の期間において給与から同保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立期間④について、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険 者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も 無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間⑤については、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定 はできないものの、申立人はG社H営業所に勤務していたことは推認でき る。

しかしながら、申立期間当時、G社H営業所の厚生年金保険適用事業所であった同社」支店に照会したところ、「申立期間当時の資料は当時の事

務担当者が記載した台帳しか保存していないが、その資料には申立人についての記載が無く、当時の厚生年金保険の適用状況については不明。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人に照会し9人から回答が得られたところ、i)自身の入社年月を記憶している7人について、入社時期から最大で6年7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できること、ii)このうち3人は、いずれも「正社員になる前の期間については厚生年金保険に加入せず、同保険料も控除されていなかった。」と供述していること、iii)このうち一人から、自身の在職期間中の給与明細書の写しが提出されたところ、同保険に加入する前の期間については給与から同保険料が控除されていないことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、正社員になる前の期間については厚生年金保険に加入させず、同保険料も控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 すべての申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控 除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和56年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から同年12月29日まで

A社に平成 12 年4月から同年 12 月まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録があるのは同年4月の1か月だけである。雇用保険被保険者記録は、同年12月まであり、同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が 申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成12年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間については、適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時、会社の経営状態が厳しく、厚生年金保険料も滞納しがちであったので、平成12年5月1日付けで厚生年金保険を脱退した。したがって、申立人も含め、従業員から同年5月分以降の厚生年金保険料は控除していない。私も国民年金に加入している。」と供述している。

さらに、オンライン記録から抽出した同僚6人のうち2人から回答を得たが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が

給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から26年4月1日まで

A社(現在は、B社) C支店には、昭和25年10月1日から37年10月1日まで勤務していたが、定時制高校に通いながら勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いが、同支店に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿(以下「従業員名簿」という。)及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間中にA社C支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社C支店は、平成10年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、B社本店に照会したところ、「中途採用であったため、昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したと推測しているが、当時の採用基準などの書類を保管していないため、申立人の厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答している。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票において、従業員名簿に記載されている採用日から6か月後の昭和26年4月1日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。また、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により申立期間前後で被保険者資格を取得した4人について、従業員名簿により確認したところ、このうち一人が申立人同様中途採用された者であり、採用さ

れた時期から1か月半後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、この者からは、厚生年金保険被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚二人の名前を挙げているが、オンライン記録により、これらの同僚は既に死亡していることが確認でき、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

加えて、A社C支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に同支店において厚生年金保険の被保険者であった者のうち、生存及び連絡先が判明した7人に照会したところ、5人から回答があり、すべての者が申立人を記憶していたが、これらの者からは申立人の同支店における厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月25日から同年6月21日まで

A社B事業所における厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料は無いが、C作業員として当該事業所の作業場で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所でC作業員としてD作業を行っていたと主張しているが、オンライン記録によると、同事業所は、昭和43年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本で確認できる同事業所の承継事業所であるE社に照会したところ、「当時の資料が保存されていないことから、申立人の在籍状況を確認できない。」との回答があり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた二人については、申立人がその正確な氏名を記憶していないことから、個人を特定することができないため、これらの者に申立人の勤務状況等を照会することができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録により、申立期間前後に、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚で生存及び連絡先が判明した者 10 人に照会したところ、回答のあった8人は、いずれも「申立人の名前に記憶が無い。」としており、申立人の当該事業所での勤務をうかがわせる供述は得られない。

さらに、上記回答のあった8人のうち5人は「作業場では正職員以外に短期

間雇用されていた者などが働いていた。」とし、そのうち3人は「短期間雇用されていた者は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、雇用形態によって厚生年金保険の加入の取扱いに差異があったことが考えられる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 7 月 1 日までに被保険者資格を取得した者 281 人の中に、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、雇用保険被保険者記録によると、申立人が被保険者資格を取得したのは昭和 38 年 6 月 21 日であることが確認でき、申立期間に被保険者資格を取得した記録は無い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から45年5月1日まで 厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については、 脱退手当金を受給済みとなっている。しかし、脱退手当金を請求したこと も、もらった覚えも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所で申立期間当時、厚生年金保険関係事務を担当していた者は、「脱退手当金の受給手続等について、女性従業員に対して、社会保険事務所(当時)から入手したパンフレットを配布して説明した記憶がある。」と供述しているとともに、申立人と同時期に当該事業所を退職し脱退手当金の支給記録のある者二人は、「会社から脱退手当金制度の説明があり、受給したと記憶している。」と供述している。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年8月27日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年10月まで

A社のB市内の作業所で季節労務者として勤務していたが、この期間の 厚生年金保険の加入記録が無い。

同社の現場で勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の代表取締役に照会したところ、「申立期間当時、作業所で働く季節労務者は現場ごとに採用し、日給制で厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している上、申立てに係る申立期間当時の作業所の責任者に照会したところ、「当時、作業所で働く季節労務者は、世話役を除き、C国民健康保険に加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人も加入させていなかった。」と供述していることから、当該事業所では、当時、作業所で働く季節労務者を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことが考えられる。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の同僚に照会したところ、「申立人は季節労務者として雇用されていたことは覚えているが、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票により申立期間前後に同保険被保険者資格取得期間のある者のうち、生存及び連絡先の判明した二人に照会したところ、いずれの者も「申立人のことは知らない。」と供述しており、当該事業所の正従業員であった者に照会したところ、「作業所におい

ては、世話役の立場の者を除き、季節労務者を厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月3日から41年4月ごろまで 申立期間については、A市にあるB社の紹介でC県のD区かE区にあったF社に勤務し、作業所でG業務に従事していた。厚生年金保険料控除の 事実を確認できる資料等は無いが、厚生年金保険の被保険者であったこと を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 40 年 5 月 5 日から 41 年 1 月 9 日までの期間について、 雇用保険の加入記録により、申立人が F 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和41年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同日から当該事業所において厚生年金保険の被保険者となったことが確認できる者69人の年金記録を確認したところ、申立期間の全部又は一部について、国民年金に加入し保険料を納付している者が4人、別の事業所において厚生年金保険に加入している者が8人確認できるが、他の57人は厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

また、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、当該事業主の息子であり後に当該事業所の代表者となった者に照会したところ、「昭和60年に倒産し、書類は何も残っていない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人及びオンライン記録により当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が確認された10人に照

会したところ、回答があった 10 人(申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。)全員が、「昭和41年5月1日以前から当該事業所に勤務していた。」と述べており、このうちの3人は、「厚生年金保険には勤務当初からは加入しておらず、昭和41年5月1日から加入した。」と述べている。

加えて、前述の3人のうち1人は、「昭和29年から勤務しているが、厚生年金保険の加入は41年5月1日からであり、それ以前は国民年金に加入し、国民年金保険料も自分で納付していた。厚生年金保険に加入していない時は、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と述べていることから、当該同僚の年金記録を確認したところ、申立期間は国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日から同年7月6日まで 船員手帳の記載どおり、申立期間はA船にB職として乗っていたと思う ので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、C社が所有するA船に係る雇入年月日は昭和44年3月20日、雇止年月日は同年7月6日と記載されている。

しかしながら、C社に照会したところ、「当時の資料は無く、申立人の在籍が確認できない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

また、船員保険被保険者名簿により、当該事業所において、昭和44年3月20日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、所在が確認できた5人に照会したところ、全員が「当時、A船に乗船していたが、申立人を知らない。」と述べていることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が所持する船員手帳に記載されているA船の船長であった者に照会したところ、「A船のB職は申立人とは別の者であり、申立人については全く分からない。」と述べている上、船員保険被保険者名簿により、昭和44年4月5日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者(前述の船長がB職として名前を挙げた者)は、「私は申立人を知っているが、当時、申立人からD免状を借り、A船にB職として乗船したのは私である。」と述べている。

加えて、C社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落した

ものとは考え難い。

その上、申立期間について、申立人が船員保険料を事業主により給与から 控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申 立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月3日から44年10月1日まで 昭和38年10月から44年9月末までA社にB職として勤務していたが、 申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時は会社の 経営状況も良く、倒産などは考えられない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A社は昭和 40 年 3 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認でき、申立期間のうち同日から 44 年 10 月 1 日までの期間において同保険の適用事業所であった形跡が無い上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によれば、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる申立人以外の 25 人は、いずれも、40 年 3 月 13 日以前に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者原票によれば、申立人が当該事業所の代表取締役であったとする者、及び当該事業所で一緒に勤務していたとする者 3人のうち2人は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、いずれも個人を特定することができないほか、当該同僚3人のうち他の一人と同姓の者が、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなる昭和40年3月13日まで同保険の被保険者であったことは確認できるものの、その所在が不明であるため、これらの者から申立人の勤務状況及び当該事業所における同保険の適用状況について確認することができない。この一方で、オンライン記録により、当該事業所において申立人と同日の同年3月3日に

厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、生存及び所在が確認された者二人、及び当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる同年3月13日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、生存及び所在が確認された者二人の合計4人に照会したところ、回答があった3人が共に供述する当該事業所の代表取締役は、申立人が代表取締役であったとする者とは氏名が全く異なっているが、この者も昭和40年3月13日まで同保険の被保険者であったことは確認できる。

さらに、当該被保険者であった者3人は、いずれも、「当時、A社は経営が苦しく、昭和40年3月ごろには倒産しており、申立人がその後も勤務していたかどうかは分からない。」と供述している上、このうち一人は、「会社が倒産した時、社長が行方不明となり、給与も支給されない状態であったが、私が売掛金を集金して社員の給与を支払った。」と供述しているほか、他の一人は、「昭和40年2月ごろ、会社の手形が不渡りとなり、取引先の社長が押し掛けてきた。そのうちに『会社が倒産したから、明日から来なくてよい。』と言われた。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所は倒産していたものと考えられ、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人は、「社会保険事務所(当時)によれば、私の名前が「yy」や「zz」になっていたとのことなので、A社についてもこうした名前でほかに加入記録が存在するのではないか。」と主張するが、オンライン記録によると、「xx yy」の氏名で管理されていた申立人のC社D事業所及びE社に係る厚生年金保険の被保険者記録、及び「xx zz」の氏名で管理されていた申立人のA社に係る申立期間以前の同保険の被保険者記録は、いずれも既に申立人の基礎年金番号に統合済みであり、A社に係る被保険者原票によれば、ほかにこれらの氏名又はxx姓の氏名で管理される同保険の被保険者記録は無い。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月16日から54年8月1日まで 昭和40年6日から54年7日ままでA専R区になったC社にDE

昭和49年6月から54年7月末までA市B区にあったC社にD職として 勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。C社は、E社の工場内に作業場があった同社の下請けで、私は同社で 勤務したことはなかったが、49年6月1日から50年7月16日までは同社 で厚生年金保険に加入していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A市B区に所在するC社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚の供述により、当該事業所の事業主であったことが判明した者も既に死亡しているため、申立人の当該事業所に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

一方、オンライン記録により、申立人が当該事業所の元請けであったと供述するE社において申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、所在が確認された者 20 人に照会したところ、回答があった 17 人のうちC社に勤務していたとの供述が得られた二人は、いずれも、「当時、C社の従業員は、元請けであったE社の準社員として取り扱われており、厚生年金保険についても同社で加入していた。」と供述しており、このうち一人は、「申立期間当時、E社の労務担当者から、準社員を同社の正社員と同様に社会保険に加入させるのは好ましくないとの指摘があり、これを契機として、C社の従業員は同社の社会保険から脱退した。」と供述しているとこ

ろ、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人がC社で一緒に勤務していたとする上述の同僚、C社の事業主であった者、及び同人の息子と考えられる者は、いずれも申立人と同日の昭和50年7月16日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる上、申立人及び当該3人は、いずれも、同日に政府管掌健康保険の任意継続被保険者資格を取得したことが確認できることを踏まえると、E社では、申立期間以前においては、下請であったC社に勤務する従業員について、同社で厚生年金保険の被保険者とする取扱いであったものの、同日をもってこのような取扱いを止め、これらの者の被保険者資格を喪失させたものと考えるのが妥当である。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする上述の同僚、及び E 社で厚生年金保険の被保険者であった上述の 17 人のうち、申立人について 知っているとの供述が得られた一人は、いずれも、「申立人がいつまで C 社に勤務していたかまでは分からない。」と供述しており、ほかに申立人が昭和 54 年 7 月末まで C 社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月30日から同年5月1日まで 昭和61年4月に出店したA社B店で、同ブランドの販売代行をしてい たC社に勤務し、同社が販売代行契約を解除されたことに伴い、62年5月 1日からはD社の直営店となった同店舗で、D社の社員として引き続き勤 務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。 厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、 C社による届出ミスと思われるので、申立期間について厚生年金保険の被 保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の代表取締役に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであるが、 当社では、月末に退職する者については、本人が負担する厚生年金保険料に 配慮して、退職日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出るのが 慣例であり、この場合、同月分の厚生年金保険料を給与から控除することは 無かった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかっ た。

また、オンライン記録により、申立期間当時、C社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者8人に照会したところ、回答があった5人のうち、申立期間当時、社会保険事務担当であったとの供述が得られた者は、前述の代表取締役の供述を裏付ける供述を行っている上、「退職日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日とすることについては、従業員に説明していた。」と供述しているほか、当該5人のうち他の一人は、「私は昭和62月2月28日までC社に勤務していた。」と供述しているものの、オンライン記録によると、同人の当該事業所における厚生年金

保険の被保険者資格喪失日は、昭和 62 年 2 月 28 日であることが確認できる一方で、同人から同年 2 月分の厚生年金保険料を給与から控除されたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、月末に退職した者について、退職日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出る取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

さらに、前述の照会に対する回答があった厚生年金保険被保険者 5 人のうち、申立人と一緒に勤務していたとの供述が得られた二人のうち一人は、「私は、昭和 62 年 2 月に退職したため、申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と供述しているほか、他の一人からも申立人の具体的な退職日に係る供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における 離職日は昭和62年4月29日であることが確認でき、これは、厚生年金保険 の被保険者資格喪失日と合致しており、ほかに申立人が当該事業所に同年4 月30日まで勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年秋ごろから54年春ごろまで

② 昭和 54 年秋ごろから 56 年夏ごろまで

申立期間①は、A市B区にあったC社にD職として勤務していたが、厚 生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、A市E区にあったF社にD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C社の事業主が、「当時の資料は廃棄済みであるが、申立人がD職として当社に勤務していたことは記憶している。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、前述の事業主に照会したところ、「C社は、厚生年金保険の適用を受けておらず、勤務している者に対しては、採用時に国民年金に加入するよう説明していた。」と回答しており、当該事業所が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、オンライン記録によれば、同人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該期間において国民年金に加入するとともに、当該期間の一部についてその保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人につい

ては、個人を特定することができないため、当該事業所における厚生年金 保険の適用状況について確認することができない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

加えて、申立期間①について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が、当該期間のうち昭和54年7月9日から56年3月20日までの期間において、 F社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所索引簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、申立期間②当時から当該事業所の事業主であった者に照会したところ、「F社は、当時も現在も厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、採用者には、採用時に国民年金に加入するよう説明して了解を取っている。また、当社が保管する申立人の給与台帳においても、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。」と回答しており、当該事業所が同保険の適用事業所に該当していたことを裏付ける供述は得られなかったほか、同人も、申立期間②において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人については、個人を特定することができないため、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所が保管する申立人の昭和 56 年1月から同年3月までの賃金台帳によれば、申立人が、当該期間において給与から控除されていたものは雇用保険料及び所得税のみであり、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できるほか、当該事業所が保管する申立人の「昭和 55 年分年末調整の明細」によれば、55 年における社会保険料控除額は、同年の給与及び賞与の総支給額に当時の被保険者負担雇用保険料率(5.5%)を乗じて求めた雇用保険料額とほぼ合致することから、同年においても、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

3 このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から同年7月1日まで

昭和41年3月から同年7月21日まで、A社B店にC職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が、「私は、昭和41年3月にA社B店に入社したが、申立人も同時期に入社した。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、事業主であった者に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであるが、当時は従業員の出入りが多かったので、採用後、少し様子を見てから厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、 生存及び所在が確認された者二人に照会したものの、いずれも回答は得られ ない上、被保険者原票によると、当該同僚3人のうち申立人が同期入社であ ったとする二人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、 いずれも、申立人と同日の昭和41年7月1日であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者9人に照会したところ、回答があった8人のうち、D職担当であったと供述する一

人は、「私は、昭和 41 年 3 月に入社したが、入社してすぐ病気になったため、会社に健康保険証を請求したところ、『待ってくれ。』と言われ、同年 7 月 ごろになってやっと保険証をもらうことができた。」と供述するところ、被保険者原票によると、同人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 41 年 7 月 1 日であることが確認できるほか、E職担当であったと供述する他の一人は、「私は、昭和 41 年の 3 月か 4 月に入社した。」と供述するところ、同人の被保険者資格取得日は同年 8 月 1 日であることが確認できる一方で、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、前述の当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者の 供述により、当該事業所に昭和41年3月ごろ入社したことが判明した者一人 (既に死亡)についても、被保険者原票によれば、厚生年金保険の被保険者 資格取得日は同年7月1日であることが確認できる。これらのことを踏まえ ると、当時、当該事業所では、C職として採用した者等について、採用後一 定期間を置いて同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあ ったものと考えるのが妥当である。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで 昭和61年7月1日から平成5年5月21日までA社にB職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、平成2年7月1日の標準報酬月額が24万円であったが、同年10月1日に22万円に下がっていた。

当該事業所に勤務していた期間、給与が下がった記憶が無く、納得できない。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成2年4月の昇級により、同年7月の随時改定において19万円から24万円に増額となっているにもかかわらず、その直後の同年10月の定時決定において24万円から22万円に減額となっているのは不自然であると申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 11 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業法人登記 簿謄本によると同年 9 月 1 日に破産宣告を受けているほか、当該事業所の事業主は「当時の関係資料が無く、申立人の給与実態について確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の平成2年7月の随時改定による

標準報酬月額は、同年4月から同年6月までの3か月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめ24万円(18等級。報酬月額23万円以上25万円未満)と決定され、また、同年10月の定時決定による標準報酬月額は、同年5月から同年7月までの3か月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめ22万円(17等級。報酬月額21万円以上23万円未満)と決定されているところ、当該事業所の当時の社会保険事務担当者を含む複数の同僚は、「A社では、残業手当の支給額により月ごとの給与の支給額に変動があった。」と供述していることから、当該随時改定と当該定時決定の標準報酬月額に1等級の違いが生じても、不自然であるとは言えない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成2年7月1日に随時改訂により標準報酬月額が19万円から24万円に増額変更されているが、当該処理は3年6月25日にさかのぼって処理されている上、申立人が標準報酬月額を引き下げられていると主張している2年10月1日の定時決定による標準報酬月額は、同年9月11日に19万円から22万円に増額変更されたものであることから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から31年4月1日まで

昭和 26 年6月に高校を退学してA社B支社に入社し、31 年6月末日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は31年4月1日から同年7月1日までとなっていた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の「A社役員及び職員名簿」(以下「職員名簿」という。)及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社B支社で雇員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B支社は平成 16 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社本社は、「当時の社会保険に関する資料を保存していないため、A社B支社における当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、A社の職員名簿によると、同社B支社には、申立期間中の昭和27年7月から30年3月までの期間においては、各年とも14人から16人の職員(申立人を含む。)の在籍が確認できるが、同社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、このうち厚生年金保険被保険者として記録が確認できる職員は、職員名簿において雇用形態が社員又は嘱託となっている6人から8人のみとなっており、雇用形態が雇員(申立人の雇用形態)及び業務嘱託となっている残りの職員6人から10人については、いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が確認でき

ない。一方、申立期間後の昭和31年8月現在の同社B支社の職員名簿に名前のある職員14人については、被保険者名簿によると、雇用形態が雇員である職員を含め全職員について、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる。

これらの状況から判断すると、A社B支社では、申立期間当時、雇用形態が社員及び嘱託の職員についてのみ厚生年金保険に加入させ、雇員及び業務嘱託については厚生年金保険に加入させておらず、申立期間後の昭和31年ごろから、雇員を含む全職員について厚生年金保険に加入させる取扱いを行ったと推測される。

さらに、申立人はA社B支社の同僚 13 人の名前を挙げているが、被保険者 名簿及び同社の職員名簿によると、このうち 9 人について申立期間中に厚生 年金保険の被保険者としての記録が確認できるが、これらは雇用形態が社員 又は嘱託となっており、申立人とは雇用形態が異なる上、申立人が雇用形態 及び職種(C業務)が同じであったとする同僚二人を含む残りの同僚 4 人は、 いずれも厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない。

加えて、先の同僚 13 人のうち 3 人と連絡が取れたが、いずれの同僚からも、 申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得るこ とができなかった。

その上、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から30年5月1日まで

A社(現在は、B社) C営業所に昭和 25 年から勤務していたが、27 年に会社の上司からD袋 100 キログラムを担げたら採用すると言われ、担げたことから正式に採用され、その時点から厚生年金保険に加入していたと思っていた。しかし、年金記録では未加入になっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が供述している採用に至る具体的な経過及び申立人の兄の供述から 判断すると、期間は特定できないものの、申立人が、A社C営業所に勤務し ていたものと推認することができる。

しかしながら、申立人の採用を正職員として決めたとするA社C営業所長は既に死亡しており、B社では、「申立期間に係る資料が無く、申立期間当時のことが分かる在籍者もいないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人とオンライン記録により申立期間中に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 10 人の計 11 人に照会したところ、6人から回答を得たが、前述の申立人の兄以外は、「申立人についての記憶が無い。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の適用状況の供述を得ることができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立期間における被保険者資格取得者には申立人の名前は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立期間に係る申立人の記録が欠落したも

のとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も 当該保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月26日から同年11月10日まで

② 昭和61年12月21日から62年3月1日まで

③ 昭和62年12月23日から63年2月15日まで

申立期間①はA社で、申立期間②及び③はB社で、いずれも途中で辞めることなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の妻(申立人の義姉)は、申立人がA社で 勤めていた途中で一時退職した記憶が無いと供述しており、また、オンラ イン記録で申立期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること が確認できる3人の同僚はいずれも「私が入社した時には、申立人は既に 勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はでき ないものの、申立人はA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成4年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は病気のため供述を得ることができず、前述の事業主の妻は、「当時の資料も保存されていない。」と供述していることから、申立期間①における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和50年5月25日被保険者資格取得、55年3月31日離職、及び56年4月2日被保険者資格取得、61年6月10日離職となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一部相違するものの、申立期間①は未加入であることが確認できる上、雇用保険の給付記録によると、申立期間①において、失業給付金を受給していることが確

認できる。

さらに、上述の同僚の一人は、「私が入社した昭和55年8月当時は、店は新築開店したころで、それ以前に一時閉店していたことがあったという話を聞いたことがある。」と供述しており、オンライン記録によると、54年5月から同年9月にかけて3人の従業員が厚生年金保険被保険者資格を喪失し、被保険者として残っているのは事業主夫婦と申立人の3人だけとなり、その後、55年4月から同年8月までは事業主夫婦だけになり、同月から新たに3人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申 立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、B社は、平成3年5月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同年9月3日にC社に合併しているが、同社では、当時の資料が保存されていないため、申立人が、申立期間②及び③当時、季節雇用であったか通年雇用であったかについては不明としている。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録の資格取得日及び資格喪失日(離職日の翌日)は、すべて合致していることが確認できる上、雇用保険の給付記録によると、申立人は申立期間②及び③において、失業給付金を受給していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に申立期間②の始期である昭和61年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が申立人を含め10人いる上、申立期間③の始期である62年12月23日に同資格を喪失している者が申立人を含め11人おり、所在が確認できた7人のうち5人が、「申立期間②及び③当時は季節雇用であり、その後通年雇用となった。」と供述していることから、当該事業所では両申立期間当時に季節雇用の従業員がいたことが確認できる。

加えて、当該事業所で事務を担当していた者から、「申立期間②及び③ 当時、冬場は暇であったので、職人や作業員を季節雇用しており、昭和 63 年から通年雇用となった。」との供述が得られた。

その上、申立期間②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 昭和53年4月1日から57年1月1日まで

昭和53年4月1日から57年1月1日までA社B支店に勤務していた際の給与月額は10万円以上あったと記憶しているが、年金記録にある標準報酬月額がこれより低い金額で記録されているので、標準報酬月額を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人と同期入社の6人の同僚及び同職種の同僚二人の合わせて8人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はほぼ同額で推移していることが確認できる。

また、上記同期入社の同僚のうちの一人について、当該事業所が保管している厚生年金保険被保険者カードを確認したところ、各年度の標準報酬月額の改定原因、標準報酬月額、標準報酬等級及び届出先の社会保険事務所(当時)名等が記載されており、標準報酬月額の改定原因及び標準報酬月額の記録は当該同僚のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該同僚は「当時、社会保険の事務手続はB支店に代々引き継がれた手続マニュアルに基づいて行われていた。」と供述しており、A社本社は「当時、社会保険等の手続は各支店が行い、その報告を受けて本社で給与計算を行っていた。」と回答している。

以上のことを踏まえると、A社では、本社が支店からの報告に基づいて給与及び厚生年金保険料控除額を算出するとともに、同社支店は当該標準報酬月額を管轄の社会保険事務所に届け出ていたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。